

障害連声明 福祉施設の不妊処置に反対する

障害連(障害者の生活保障を要求する連絡会議)
代表 尾上裕亮

障害連は、障害の重い人、難病をもつ人たちが社会の中で人間としての尊厳をもって生きていけるように、権利と制度基盤の確立を求め運動をしている当事者団体である。

報道によると、北海道江差町にある知的障害者施設で、利用者同士が結婚や同居を望んだ場合、その当事者に対し不妊処置を「提案」していた。同施設を運営する社会福祉法人・あすなろ福祉会は、20年以上前から同様の対応を取っていた。マスコミ取材に対して、樋口英俊理事長は次のように述べている。「福祉会は、避妊を希望する本人や家族に提案して同意を得ており、強制はしていない」、「障害があるために養育不全になった場合、誰が子ども面倒を見るのか、私たちにはできない」と述べている。

私たち障害連は、福祉会の取り決めに速やかに見直すことを求める。1996年まで国策として行われ続けた、旧優生保護法の強制不妊手術の再燃につながるものだと考えるからである。

福祉会には、「知的障害のある人は社会の厄介者で、子育てをすることはまかり通らない」という考えが根底にあったのでないか。だとすれば、それは優生思想そのものである。不妊処置には、これがにじみ出ている。

同意を得たとするが、これは明らかに強制である。あすなろ福祉会には下記の諸点、考え方により取り決めの中止をお願いする。

記

1. 同意の有無を支援サービスの可否に利用

私たち障害者は、生活するために地域サービスが欠かせない。そのサービス提供者が不妊処置の提案を強くすることは、利用者側にとって半強制に近い圧力となる。「この提案に従わなければ、サービスを切られる」等とってしまう。その地域に自分に合う他のサービスがなければ、なおさらである。

2. 障害者権利条約に反する

拒否しづらい状況下の不妊処置は、日本が批准する障害者権利条約の第23条に大きく反する。同条1項(b)には次のように述べられている。

「障害者が子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する権利を認められ、また、障害者が生殖及び家族計画について年齢に適した情報及び教育を享受する権利を認められること。さらに、障害者がこれらの権利を行使することを可能とするために必要な手段を提供されること。」

貴法人は第23条で認められている、家庭を持つ権利を侵害しており、当事者の尊厳を傷つけるものである。不妊処置のルールは撤回すべきである。

3. 親になった場合の支援方法を考え尽くしたのか

樋口理事長は、取材に対し「生まれてきた子どもの面倒は、私たちにはできない」としたが、具体的な支援の可能性について深く検討したのか甚だ疑問だ。利用者夫婦に子育てについて時間かけて理解してもらうこと、具体的にどういう支援ができないからその部分は外部に任せるなどの議論をし尽くすことが必要である。

模索すべきは、他の障害福祉サービスと、一般の子育て支援制度をどのように組み合わせ、その夫婦を支えていくことができるかである。障害があると子育ては大変だ。しかし地域で知恵を出し合い様々な人が協力すれば、十分に可能である。

以上

【事務局】 障害連（障害者の生活保障を要求する連絡会議）
〒101-0054 東京都千代田区神田錦町 3-11-8 武蔵野ビル 5階
（担当：太田）
TEL：03-5282-0016 FAX：03-5282-0017